

## 第6次さぬき市障害者計画並びに第6期さぬき市障害福祉計画及び第2期さぬき市障害児福祉計画策定業務委託仕様書

### 1 業務名

第6次さぬき市障害者計画並びに第6期さぬき市障害福祉計画及び第2期さぬき市障害児福祉計画策定業務

### 2 業務の目的

本市では、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とする「第5次さぬき市障害者計画並びに第5期さぬき市障害福祉計画及び第1期さぬき市障害児福祉計画」を策定し、福祉施策を総合的かつ計画的に推進しているところである。

この度、「第5次さぬき市障害者計画並びに第5期さぬき市障害福祉計画及び第1期さぬき市障害児福祉計画」の計画期間が、令和2年度末で終了することに伴い、令和3年度から令和5年度までの福祉施策の基本方針として、次期さぬき市障害者計画並びにさぬき市障害福祉計画及びさぬき市障害児福祉計画を策定することとしている。

このため、次期障害者計画並びに障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定については、国の第6期障害福祉計画に関する基本指針や障害者基本計画等との整合性に留意し、策定を行うこととする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

### 4 業務内容

#### (1) 基礎的資料の整理及び現状分析

障害者（児）をめぐる地域特性や環境動向、障害者に関わるサービス等の利用・提供の現状について、基礎的な資料・データを基に分析を行い、現状の問題点と今後の課題等を抽出する。また、その場合には、上位計画・関連計画・障害者福祉施策の方向性についても、留意すること。

#### (2) アンケート調査の集計・分析

障害者の生活全般に関わる実態や障害福祉サービスの利用状況と問題点、利用意向等を把握し、地域の特性や実情に即した計画策定のための基礎調査として、市内の障害福祉サービス事業所を対象とするアンケート調査を実施する。また、受託者は、実施内容について本市と協議し、方針の確定を得る

こと。

① アンケート調査の対象者

障害福祉サービス事業所を基本対象として実施する。(50団体程度を想定)

② アンケート調査の業務内容

アンケート調査案の作成、発送用封筒及び返信用封筒の作成・印刷並びに封入封緘等の費用は、受託者負担とする。なお、発送及び返信に係る郵送料は、本市が負担し、宛名ラベルは、本市が用意する。

また、計画策定のために必要な単純集計、経年比較、クロス集計等を行い、計画策定の課題提起につながるよう適切な分析を行い、図表化により分かりやすい結果報告書として取りまとめるものとする。

【留意点】

サービスの質・量の充足感や情報提供、相談体制の満足度等、障害者福祉サービスに関わる視点のほか、社会参加の視点を中心に、障害者の生活実態やサービス利用上の問題点、今後の新たなサービスの利用意向等を明らかにできるような設問設計に留意すること。

(3) 会議運営等の支援

計画案の策定に当たっては、策定委員会を4回開催することを想定しており、資料作成、会議に同席して必要に応じて資料を説明するなど、議事進行の支援を行うとともに、議事録の作成を行う。次期計画の策定に当たり、さぬき市、東かがわ市及び障害福祉関係機関等で構成する大川圏域地域自立支援協議会に、次期計画を協議する際の必要な資料の作成を行う。また、必要に応じて福祉関係団体及び事業所に対して、聞き取り調査を行うことに対する支援を行う。

(4) 次期障害者計画並びに障害福祉計画及び障害児福祉計画案の作成

上記基礎調査の結果を基に、国・県の動向や関連計画との整合性を図りながら障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく計画内容の要件を満たすものとして、次のとおり、本市の地域性が反映された「障害者計画案」「障害福祉計画案」「障害児福祉計画案」を策定する。

- 基礎調査結果等を踏まえた計画課題の抽出
- 基本理念、基本目標及び施策の体系化等の検討
- 施策体系ごとの具体的方策の検討
- 計画骨子案の作成
- サービス見込量の目標値等を含んだ計画素案の作成
- 計画内容の全体調整と計画案としての取りまとめ

(5) その他の支援

上記（１）（２）（３）（４）以外の項目について業務の円滑な遂行に必要な場合は、本市と受託者で協議の上、可能な範囲で弾力的に支援を行う。

## 5 成果品の納品

### （１）成果品

集計した元データ、集計結果等数値データは、Microsoft Excel 形式とし、原稿データは、Microsoft Word 形式及び PDF 形式とすること。

また、PDF 形式は、報告書全文及び項目ごとに分割したものとすること。

なお、電子データは、Microsoft office 2010 以上のアプリケーションファイルにより作成することとし、最新の状態に更新されたウイルスソフトによるコンピュータウイルスチェックを行った上で、記憶媒体（CD-ROM）に保存し、提出すること。

### （２）納入場所

成果品の納入場所は、さぬき市健康福祉部障害福祉課とする。

### （３）納入期限

令和 3 年 2 月 2 6 日（金）

## 6 資料の返還、情報の消去

受託者は、委託業務を完了した際には、本市から提供した本委託業務に係る資料及び情報を速やかに本市に返還し、並びにデータの消去（フォントデータを含む。）を行い、その旨を本市に文書にて提出することとする。

## 7 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。ただし、書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 8 その他

（１）本委託事業に関する著作権は、全てさぬき市に帰属するものとする。

（２）この仕様書は概略を示すものであり、本仕様書に明記していない事項であっても、目的遂行上当然に必要なと認められるものは、受託者の責任において実施するものとする。

（３）受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、目的外の利用並びに第三者への開示及び漏洩をしてはならない。契約終了後も、また同様とする。

（４）受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報

保護法等を遵守しなければならない。

- (5) 仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、本市と受託者で協議の上、決定する。